ゆうすい 議会だより

令和元年5月15日発行 第58号

『入学おめでとう』

轟小学校へ８名が入学しました

第１回定例会・第１回臨時会

主な内容

定例会の概要等……Ｐ２～
予算審議内容……Ｐ４～
議決事項等……Ｐ６～
一般質問……Ｐ８～
臨時会の概要等……Ｐ１７
所管事務調査報告……Ｐ１８～
地域だより……Ｐ２０

第1回定例会　31年度一般会計予算

66億6,381万3千円を可決

３月定例会は，２月２８日に召集され，３月１９日までの２０日間の会期で開催されました。今定例会では，冒頭に町長の平成３１年度の施政方針が示され，役場組織の改編に伴う町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を発議し，原案のとおり可決しました。その後，町道路線の認定，財産の無償譲渡及び無償貸付，町過疎地域自立促進計画の変更，町条例の一部改正の制定，平成３１年度の各会計の当初予算及び平成３０年度の各種事業執行に伴う補正予算など，１９議案が提案され，湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する議案を除き，原案のとおり可決しました。さらに，一般質問では議員８名が１５項目について質問しました。

歳出の状況

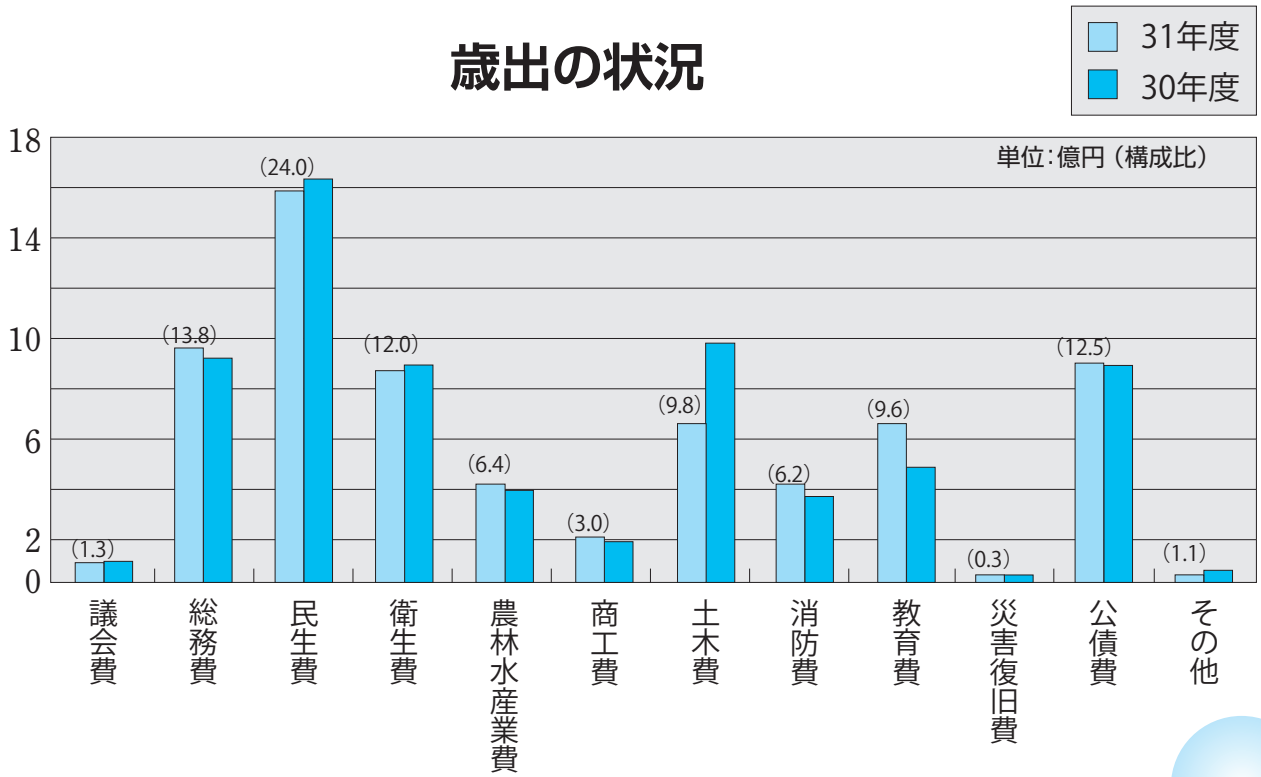

一般会計

国の動向や、普通交付税の合併算定替終了の影響による本町の厳しい財政状況にも留意しながら、第２次総合計画をはじめとする各計画に基づく事業を基本とし、喫緊の課題である人口減少・少子高齢化問題に継続的に取り組む予算編成となっています。

一般会計は、予算総額66億６千３百81万３千円で、平成30年度に比べ、２億81万６千円、率にして、約２・９％の減額予算となっています。

これは、平成30年度において、下場土地区画整理事業、栗野庁舎改修工事、町道城下川添線の落石防護対策工事費などの大型普通建設事業費を計上していたことが主な要因です。

歳入の状況

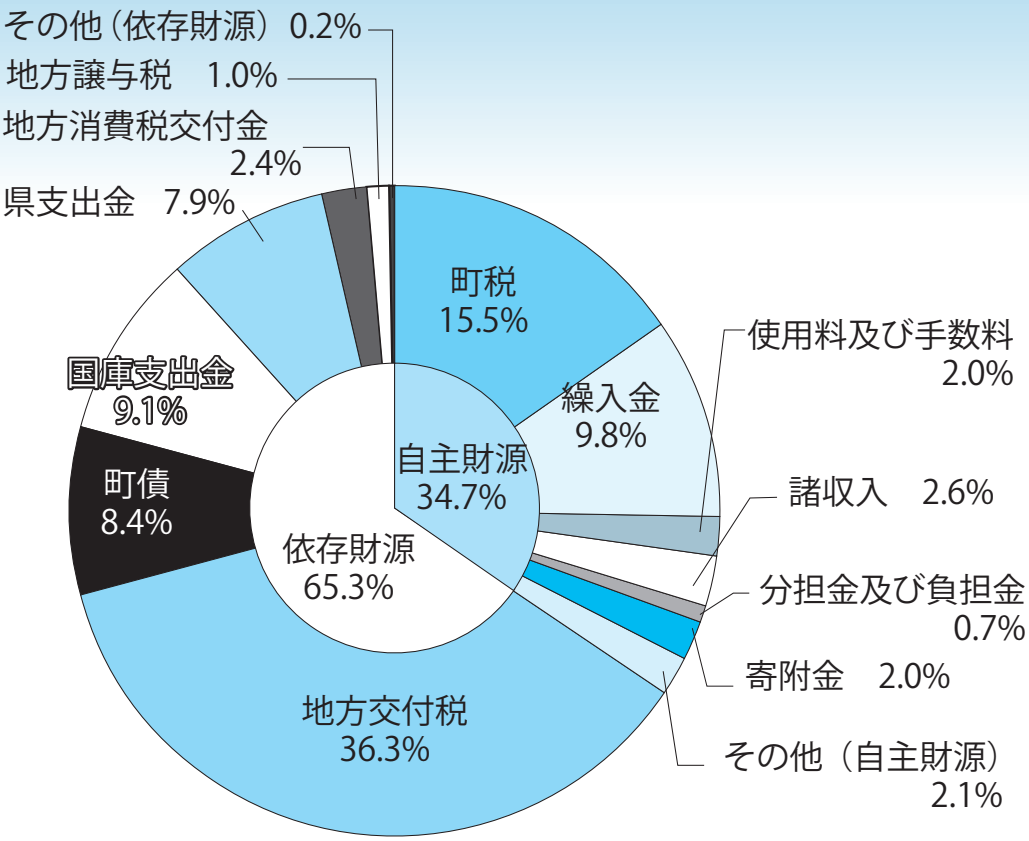

なお、歳入の主なものは、地方交付税36・3％、町税15・5％、国庫支出金9・1％、町債8・4％、繰入金9・8％となっています。歳出においては、民生費24・0％が最も多く、次いで総務費13・8％、公債費12・5％、衛生費12・0％、土木費9・8％などとなっています。

特別会計
30億5,979万5,000円

特別会計

特別会計は、総額30億5979万5千円で前年度に比べ、約7・7％の増額。国民健康保険事業は保険給付費の増額、介護保険事業は地域支援事業費の増額、後期高齢者医療事業は後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものとなっています。

水道事業会計

水道事業会計は、施設の維持管理に伴う経費、水道メーター検針業務委託、水道会計システム機器保守委託、有形固定資産減価償却費及び配水管布設工事費が計上されています。

特別会計		予　算　額	前年度比（％）
国保		14億9,895万8,000円	16.5
介護保険		14億1,502万3,000円	0.6
後期高齢		1億4,581万4,000円	▲1.3
水道事業		**予　算　額**	**前年度比（％）**
収益	収入	2億2,648万8,000円	0.8
	支出	2億1,188万6,000円	0.7
資本	収入	223万円7,000円	▲88.5
	支出	1億368万5,000円	▲8.3

計当初予算審議内容

※各常任委員会予算審議における質疑の一部を紹介します。

総務費

質疑　**ふるさとバス運行について**

答弁　公共交通会議を開催し，定期便やデマンド方式など陸運局を交え協議していきます。

質疑　**肥薩線利用促進については，一過性でなく持続性のある促進が必要と思うが。**

答弁　継続性がなければ JR にアピールできないと考えています。また，2022 年長崎新幹線が開通すると廃止・減便の対象となる可能性があるので，乗客数を増やす必要があります。また，利用促進策は継続が必要です。

民生費

質疑　**敬老祝金削減に向けた今後の考え方について**

答弁　近隣の動向を考慮しながら，まだ結論は出ていませんが検討して参りたいと考えます。

質疑　**高齢者等活動拠点施設整備補助金について**

答弁　高齢者等の引きこもり等を防止するため，地域の拠点となる施設に，トイレ，休憩室等を整備するための補助金で，平成２５年度から取り組んでおります。

農林水産業費

質疑　**農地集積対策について**

答弁　集積率につきましては，まだ上がっていく傾向にあると考えます。次の世代に農地を譲るという考えのもと，従来の農業委員会では，農地を守るという考え方でしたが，現在は，守れる農地を守っていくという考え方になっております。

質疑　**竹中池湧水有機生産組合育成補助金について**

答弁　農地の荒廃を防ぐ意味でも，しばらく様子を見ながら補助を続けたい。

商工費

質疑　**ふるさと納税への今後の取り組みについて**

答弁　総務省の許可が必要になると聞いておりますので，返礼品については３割以内で地場産品に限って考えております。前年度までは，１万円に対して約５千円が主力の返礼品でしたが，今年度は５千円の寄附に対して１，５００円の返礼品を充実させて，魅力ある返礼品にしたいと考えております。また，ソフト面の返礼品では，シルバー人材センターの墓守等を実施しております。

質疑　**栗野岳周辺施設整備について**

答弁　設計委託については，トイレのみです。アスファルト舗装については，地方創生加速化交付金で計画に入っていた部分で，事業については，３年間の事業で県の地域振興事業を活用し，年次的に整備していく計画です。

質疑　**トイレ等は年に何回使用するか。花は咲くのか。**

答弁　地域資源を活用した観光地魅力創造事業のなかでも，アーモンド植栽地を含めた周遊コースを形成し，アーモンド祭り等や芸術と自然を組み合わせた九州オルレコースの認定に向け取組を行うことにしており，通年の使用となります。花についても，徐々に多く咲くようになっています。このようなことから，トイレ等の整備は必要かと思います。

商工費

質疑　**アーモンドの丘の東屋をレクレーション村の方に移すことは出来ないかという意見について**

答弁　アーモンドの丘のチェーンソーアートイベント広場整備費については，地方創生先行型の 100％交付金ですので，ほかに移すと補助金返納が生じてきます。また，東屋はチェーンソーアート作業をする場だけではなく，イベント等開催するときには，特産品販売施設など多目的な施設としています。

質疑　**アーモンドの植栽指導をしているのか。商標登録はなぜ今なのか。**

答弁　土地の形状により４～５ｍ間隔で植栽するよう指導しています。剪定方法は土地の日照状況で事情が異なります。商標登録については，他の地域での生産が始まる前に，湧水ブランドを確立するために事前に商標登録するものです。

土木費

質疑　**特定防衛施設周辺整備事業調整交付金を活用した町道等整備工事について**

答弁　役場裏線の排水対策に２千万円，あと２路線に８百万円を充てたために，道路改良工事については，１路線３０メートルずつの整備を計画しています。今年度で役場裏線が完了しますので，来年度からは道路改良工事に交付金を活用できると思います。

質疑　**上場地区の宅地分譲地について**

答弁　残りは３区画で，一番高い区画の価格は，１４３万８千円になります。

質疑　**上場地区宅地分譲に伴う地盤改良補償について**

答弁　実際に売買が行われ，地盤改良の必要が生じた時に補償するための費用であります。

教育費

質疑　**いじめ問題対策委員会委員は，どのような方か。**

答弁　弁護士・社会福祉士・医師・大学の人間学部講師・臨床心理士の５名であります。

質疑　**幼稚園児のふるさとバス利用を無料化する検討はされたか。**

答弁　協議はしたが，幼稚園児だけでなく保育園まで波及することや額が少額であるので実施には至っていない。

質疑　**国民体育大会カヌー競技会に係る経費について**

答弁　カヌー艇庫整備工事が７千万円と 31 年度に実施するリハーサル大会経費を含む国民体育大会町実行委員会負担金９千 420 万円が主なものであります。財源つきましては，国民体育大会県補助金約６千 950 万円を見込んでおります。

質疑　**カヌー艇庫整備工事で完成後の管理について**

答弁　カヌー協会にお願いしたいと考えています。

公債費

質疑　**償還金と借入金のバランスは，これまでどおり借入金は償還金よりも少ない状況となっているのか。**

答弁　平成３１年度の借入額は，当初予算の段階では償還金よりも少なくなっていますが，今後，防災無線システムの改修関係で借入額が増える見込みであり，その場合，平成３１年度中は，トータルとして償還額よりも借入額が上回る可能性があります。

こんなことが決まりました

議案		提案理由等	結果
発議第1号	湧水町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	湧水町課設置条例の一部改正がなされ，併せて，常任委員会の見直しをしたいため，所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第1号	町道路線の認定について	町道網の整備を図り地域住民の利便に供するため　，いきいきセンターくりの郷西通り線及び栫湯穴線の２路線を認定する必要があるので，道路法第８条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるもの	原案可決
議案第2号	財産の無償譲渡について	昭和６１年度，６２年度及び平成８年度に農林業地域改善対策事業により設置した施設を，農林畜水産業関係補助金等交付規則第５条の規定による耐用年数を経過したため，関係者で組織する農事組合法人加治屋地区山仁田肉用牛生産組合に無償譲渡することについて，地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるもの	原案可決
議案第3号	財産の無償貸付について	昭和５３年度及び５５年度に農林業同和対策事業により設置した共同作業所の土地と建物を関係者で組織する加治屋地区共同利用組合に無償貸付をしておりましたが，期間満了となるため，平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間，引き続き，同組合へ無償貸付することについて地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるもの	原案可決
議案第4号	湧水町過疎地域自立促進計画の変更について	平成２８年度から平成３２年度までの過疎地域自立促進計画の一部を変更したいため，過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定において準用する同条第１項の規定により，議会の議決を求めるもの	原案可決
議案第5号	湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	農林水産省からの通知により，農地利用最適化交付金に関する農業委員等の報酬を明確にするとともに，農政顧問，まちづくり政策アドバイザーを廃し，新たに，本町の防災･危機管理等の業務を専門に携わる防災管理官を設置したいため所要の改正をしようとするもの	修正可決
議案第6号	湧水町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消防団員の災害出動等に係る費用弁償の支給項目を細分化したいため，所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第7号	湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険法の一部改正による国民健康保険の都道府県単位化に伴い，湧水町国民健康保険事業の健全な事業を行うため，湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため，所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第8号	湧水町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	農業農村整備事業に係る排水対策において，受益者分担金を事業費に係る補助残の１０％とすることで，事業に取り組みやすくし，農業生産性の向上を図り，併せて自然環境の維持保全機能の確保を図るため，所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第9号	湧水町橋梁改築整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	昨今の財政状況を考慮し，橋梁架替事業に対し柔軟な対応を図りたいため，所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第10号	平成３０年度湧水町一般会計補正予算(第１１号)	歳入歳出予算の総額から，歳入歳出それぞれ256,463千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,166,555千円とするもの	原案可決
議案第11号	平成３０年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第４号)	歳入歳出予算の総額から，歳入歳出それぞれ4,069千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,501,020千円とするもの	原案可決

議　案		提案理由等	結果
議案第12号	平成３０年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第４号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,610千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,452,486千円とするもの	原案可決
議案第13号	平成３０年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第３号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,684千円とするもの	原案可決
議案第14号	平成３１年度湧水町一般会計予算	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,663,813千円と定めるもの(Ｐ２～Ｐ５参照)	原案可決
議案第15号	平成３１年度湧水町国民健康保険事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,498,958千円と定めるもの(Ｐ３参照)	原案可決
議案第16号	平成３１年度湧水町介護保険事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,415,023千円と定めるもの(Ｐ３参照)	原案可決
議案第17号	平成３１年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,814千円と定めるもの(Ｐ３参照)	原案可決
議案第18号	平成３１年度湧水町水道事業会計予算	Ｐ３参照	原案可決
議案第19号	平成３０年度湧水町一般会計補正予算(第１２号)	歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ300千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,166,855千円とするもの	原案可決

湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を修正可決

湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が，本定例会に提案されました。

本議案は，農地利用最適化交付金に関する農業委員等の報酬を明確化するとともに，新たに本町の防災・危機管理等の業務に携わる防災管理官を設置したいため，所要の改正をしようとするものであります。

付託を受けた総務常任委員会では，防災管理官に対する常勤・非常勤雇用の捉え方，人選の考え方，報酬額についても特別交付税の措置があるものの，２分の１は財政が厳しい中での一般財源であることなど納得できないものであるが，農業委員会の委員等の報酬に関する条例改正に対しては異論がないため，防災管理官に関する記述を削除した内容の修正案が提出され，採決の結果，修正案が可決されました。

また，最終本会議においても，総務常任委員長の報告のとおり修正案が可決されました。

町政を問う 8人が質問

◆一般質問目次◆

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!

成政　晃議員 P13

1．持家所有者の公営住宅等への入居について

中村　和博議員 P9

1．教育･文化の振興について
2．住んでみたい生活環境づくりの推進について
3．にぎわいのある街づくりの推進について

境田　公明議員 P14

1．町長の公約について
2．ふるさとバスについて

小川　忍議員 P10

1．水道「民営化」法成立をどう考えるか
2．役場内組織再編について

植林　伸洋議員 P15

1．学力向上の取り組みについて

吉永　義和議員 P11

1．硫黄山噴火の支援対策について
2．水道の未普及地域における飲料水の安定供給の経過について

仮屋　良二議員 P16

1．農業振興策について
2．児童虐待対応策について
3．栗野駅前街路灯設置について

亀澤 中議員 P12

1．我が町の予算規模と財源について

中村　和博 議員

児童生徒の学力の状況は

教育長　小学５年生は向上

問　昨年の全国学力学習状況調査（学力テスト）の結果は、小中学校全ての科目で鹿児島県の平均に届いてないが、最近の学力向上定着の推移はどうか。

教育長　今年１月の鹿児島学習定着度調査の結果では、小学５年生は全教科で県の平均を上回っており、学力の向上定着がみられる。中学生では、一部の科目だけが県平均を上回っており全体としては厳しい状況と受け止めている。

問　教職員の資質向上を目的に実施している研修会等の成果は。

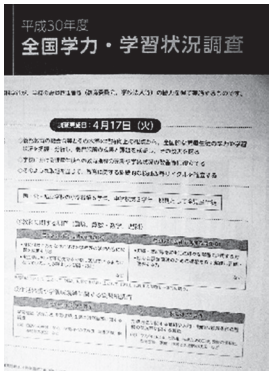

教育長　他校の指導法や評価方法を自校で実践するなどの成果がみられる。

問　学校教育の課題を解決できるのは教職員であり、全ては教職員の情熱に帰着するものと考えるが、その辺に関する指導の工夫・充実が必要では。

教育長　教職員に必要な資質は、専門性と人間性即ち子供達に対する情熱であり必要な指導を実施していきたい。

分譲宅地の開発計画は

問　若い人たちの定住促進のため質の良い宅地の分譲は、優先すべき施策であるが開発の状況は。

町長　今後、町土地開発公社理事会に計画書等を示し協議検討を行う。

問　半年前の質問にも「理事会（理事長は町長）で検討する」と答弁している。協議が未だなされていないのは、残念で遺憾である。

町長　吉松地域での開発を内部で検討したが、分譲価格の面で問題があり理事会への計画提示までに至っていない。

吉松地域の児童公園は

問　具体化のための検討の進捗状況は。

町長　吉松体育館前の芝広場と吉松公園への遊具整備を検討している。４千万円程度の経費を要するため、有効な補助事業を模索している。

問　財政的に一括整備が困難であれば逐年整備でもいいのでは。

町長　整備するときは、補助事業の活用になるため一括で整備したい。また、これと併せて吉松体育館の空きスペースも活用し、子供から高齢者まで利用できる多機能施設として整備することを検討している。

進出企業の状況は

問　中津川地内のダット跡地に進出する企業の事業展開状況は。

町長　本社工場の生産ラインを湧水工場に移設するため、当該生産ラインを停止できる時期での操業開始になり、それに合わせて社員募集も開始予定とのことである。

問　この進出企業の社員募集に際し、直接町長から社長に「新卒者の求人」を出してもらうよう要請することはできないか。

町長　人口減少対策のみならず労働力人口確保対策の面からも新卒者の町内企業への就職は大切な事項であり、機会を捉えて要請活動を実施したい。

鹿北製油への対応は

問　町が誘致した鹿北製油の産地偽装事件は、「湧水町の鹿北製油が産地偽装」と全国に報道され、極めて不名誉で遺憾な事件で食品表示法違反も明らかで町は企業立地促進条例に基づき固定資産税の課税免除を取り消し交付した補助金の返還を速やかに求めるべきではないか。

町長　警察の捜査結果が出た後に返還を求めることとなる。

問　事件発覚後引責辞任した社長は、既に復帰している。これを受け14名の従業員全員が2月末に退職するという極めて遺憾な状況である。再就職支援や退職金支払いの監督等、行政として十分な支援を実施する責任があるのではないか。

町長　補助金の返還は必ず成し遂げたい。役場に相談窓口を設け、退職金や今後のことについて全力で支援していく。

鹿北製油に県が改善指示

来月末までの文書提出要求

34商品で不正確認

小川　忍 議員

水道「民営化」法成立をどう考えるか

町長　3市1町の広域連携地区協議会で協議進行中

問　昨年の国会で水道法が改正され、国の方針として、将来的に水道事業経営の効率化を図るうえで、広域連携や民間委託が出来るよう示された。「水は全ての生物に欠かせない命の源である」ことから、永久的に安全で安心して飲める水の供給が不可欠であり、本町にとっても最重要課題として考えるがどうか。

町長　県内を7つに区分し、姶良・伊佐地区の3市1町の広域連携地区協議会で協議を進めております。近年多発している自然災害で水道施設も大きな被害を受けていることから短期計画として、資機材等の共有化や迅速な復旧が出来るよう相互応援協定の締結を目指し、また長期計画は、相互給水を可能にする連絡管の設置等も検討中であります。

問　現在、給水世帯及び給水人口とも毎年大幅に減少し、給水収益も年間約300万円減収となっている現状で、今後、耐震管の改修費等で数十億円の巨額を要し、財源不足が危惧され住民に大きな負担が予想されるが。

水道管布設状況

町長　安定した水道事業を継続していくため、国が示す経営戦略に基づき、投資と財政の両面から経営基盤の強化を目的に、基本計画を策定中であります。水道料金の収入減は、人口減少や節水器等の普及等が原因ですが、施設の老朽化に伴う更新や耐震性投資増大が予想されるなか、30年以上経過した管は約20ｋｍ、全体では約167ｋｍであり、これらの更新には多額の経費が必要となり、今後水道料金の値上げは避けられない状況であります。

問　自治体が水道事業の認可や施設の所有権をもったまま、民間企業に委託できるコンセッション方式の導入も検討されているが。

町長　官民連携のコンセッション方式については、検討課題ではありますが、収益も少なく人口減少が見込まれる小規模事業体への運営に参入する事業所があるか、厳しい状況であると考えます。

建設課を吉松庁舎に移した目的は

吉松庁舎1階のスペースの有効活用

問　建設課が維持管理する道路河川等は、現在地の方が多く日常業務においても支障はなく、移転すれば逆に無駄な労費と危険性を伴うと思うが。

町長　技術職員を集約することで現状や課題を共有でき、技術職員相互の協力体制や技術力の向上につながると思われます。

町長　建設課を吉松庁舎に配置することで、災害発生時に影響を受けやすい吉松地域の速やかな初動体制が期待出来ます。また吉松庁舎1階のスペースを有効活用することにし、栗野庁舎には建設課の窓口を配置します。

問　異種である農林省所管の治山林道事業関係を、国土交通省所管の建設課に編入した場合、予算や設計積算等日常業務及び災害対応時に職員が混迷し、効率低下と思うが。

吉松庁舎全景

吉永　義和 議員

硫黄山噴火の支援対策について

問　硫黄山の噴火は、激甚災害に匹敵する自然災害であると思うが未だその終息は見えない状況が継続している。一部の代替水源は確保できたが、今年も川内川から取水する水田の稲作を断念したことで、作付できない農家への支援について伺う。

町長　今後の営農意欲を失わない対策，支援策の推進

町長　取水中止に伴う営農については、代替作物を栽培収穫することで作物の販売収入、水田活用の直接支払交付金及び産地交付金を得ることで所得確保を図られるよう関係機関と連携し推進します。

問　今年作付け出来ない農地に対しての町独自の支援策は、何か考えていないか。

町長　国の水田活用直接支払交付金の産地交付金等が確定した段階で、町として昨年同様単独支援をして参りたいと思います。今後の営農意欲を失わないような対策、支援策について、取り組みたい。

問　今後の中長期的な対策として、川内川からの農業用の水門に、遠隔操作で自動開閉し取水を中止できる装置の設置についての見解を伺う。

町長　今年の2月の水質検査では、環境基準の2・7倍を記録しましたが、現在では基準内で治まっている状態であり、先の状況が読めない状態であります。設置するとなれば、半年ぐらいかかるので、状況を把握しながら検討したい。

竹下川を利用した代替水源で稲作中止の３割を確保

水道の未普及地域における飲料水の安定供給の経過について

問　前回での質問事項に対して、全般的に前向きに取り組むとあったその中で地元と協議し、現場を調査して何ができるか検討したいとの答弁であったが、その後どうなったか。

町長　平成30年第１回定例会で答弁したように、給水区域外となる未普及地域の解消については、対象地域の今日までの経緯や地理的条件から、水道事業として給水区域の拡充による施設整備や維持管理経費を考慮すると事業実施は難しいものと考えます。

問　財政負担の軽減を図るためにも国庫補助事業での対応で小規模水道施設等の事業検討を行う必要があるが、一般行政の補助事業で導入は検討されたか。

町長　国、県の補助事業について、部門ごとに小規模水道施設等の整備に対する事業を調査し検討しましたが、該当するものがありません。

問　財源の確保の一つの方法として、初期の目的を達成した補助団体が多々ある中で、スクラップアンドビルドにより見直しを進めて確保できないか。

町長　するとすれば優先順位がありますと「命の水」といわれますと優先的に取り組むべきと考えます。現在、栗野岳開発を行っているなかで水源の確保はできていますが、コスト的な計算はできていない状態です。今後はいろいろな事業を取り入れる中で、別の観点からできないか実現に向けて検討したい。

亀澤　中 議員

我が町の予算規模と財源について

町長　10年後の予算規模は60億円以下を目標

問　基準財政需要額から考えた時の我が町の予算規模は、どの程度が妥当と考えているのか伺う。

町長　基準財政需要額は、普通交付税算定の基礎となるもので、本町の平成30年度の額は約34億6千6百万円で、標準財政規模は約40億6百万円となっています。その金額に特定財源を合わせた額が予算規模と考えます。また、財政健全化実施計画において、平成40年度の予算規模は60億円以下を目標としております。

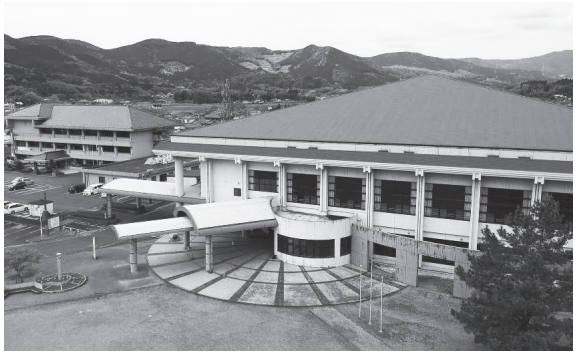

財源の確保について

問　人口減少が著しい我が町では、地方交付税が増えることはとても望めず、減ることを前提とした考え方が重要だと考えるが、対策を伺う。

町長　本町の財政状況は、地方交付税等の依存財源が約7割を占めております。人口減少が続く中、交付税は減少する一方であります。このようなことから、歳入確保対策として、企業誘致や滞納対策の強化による税収の確保やふるさと応援寄附金を推進し、新たに町ホームページや広報誌などを活用した広告収入を検討します。また、歳出削減対策に取り組み、限られた財源を有効活用するため、効果的な事業を選択し、財源を重点的に配分することなどが必要と考えます。

問　平成30年度施政方針で基金の活用について言及されているが、具体的にはどのようなものなのか伺う。

町長　平成30年度施政方針の子育て支援や人口減少対策での事業に対し、不足する財源に対応するため基金を取り崩し活用することであります。具体的には、地域福祉活動基金を取崩し、子育て世帯児童支援事業に活用しております。

問　町の地方債残高は、合併当初約105億円あったものが、平成29年度末で約85億円、基金は、合併当初約16億4千万円であったものが、29年度末は約27億円と、町の借金である地方債残高は減り、貯金である基金は増えており、今のところ町の財政運営はうまくいっていると思う。基金は安易に取り崩すべきではないが、湧水町の未来のために使うのであれば躊躇する必要はない。町長の考えを伺う。

町長　地方交付税が大幅に減額される中、苦しい台所事情に変わりはありませんが、子育て支援や人口減少対策に対しましては新しい施策を積極的に推進したいと考えます。議員の言われるビルドアンドスクラップも参考にしながら事業の選択をしたいと考えます。

成政　晃 議員

持家所有者の公営住宅等への入居について

町長 現状に応じて対応する

問　公営住宅等の入居に関して、公営住宅法により厳しく規定され、条例において「町長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない」とある。個人が住宅を所有している場合は、公営住宅等に入居出来ない。しかし、持家の所有者であっても、一人暮らしでかつ、生活に困窮して、更に持病等がある場合において、町長の判断でこの限りではないとあるがこれを適用できるか伺う。

町長　公営住宅の入居基準については、公営住宅法にて収入基準内で現に住宅に困窮していることとなっております。本来、持家がある場合は、住宅に困窮していないと判断しますが、その持家が居住の用をなさない程度に著しく老朽化し、かつ、低収入や高齢により建替や修繕が困難な場合や、差押、正当な理由による立退要求等により、その住宅に居住し続けることが出来なくなった場合は、「住宅に困窮していることが明らかな者」に該当し入居出来ます。生活困窮者が仮に入居した場合でも、家賃の他、共益費、自治会費等は発生しますので、持家の場合と公営住宅等に入居した場合、どちらに多くの生活費が掛かるかの比較は必要だと思います。

問　公営住宅法及び町営住宅条例に基づき、町民が健康で文化的な生活を営むことができるように、国や県と協力して各地に住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者を対象に安い家賃で賃貸している。災害により自宅及び進入路が被災した場合は、公営住宅等への入居は出来ると考えるが如何か。

町長　災害被災者に対しては入居が可能であると思われます。

問　持家の定義により左右されるが、自分で住宅を建築した場合や親が所有した住宅を相続する場合は明らかに持家であり、公営住宅法により入居資格がない。しかし、相続者が確定してない場合は持家でないので、公営住宅等への入居資格がある。納税管理者と持家所有者と混同するが、あくまでも納税管理者であり、持家所有者ではない。公営住宅等への入居資格があると考えるが如何か。

町長　納税管理者で居住している者は対象外で、相続権利者は対象になると思われます。

問　行政を広範囲にするとサービスが低下することから、各地域に点在する住民を中央に集約することで、住民サービス低下を抑制でき、経費削減に繋げる考えはないか伺う。

町長　行政コストを考えれば、人口密度が多い方が経費は掛からない。定住促進を図りながら限界集落にならないように努めて、地域の伝統を守って頂きたい。

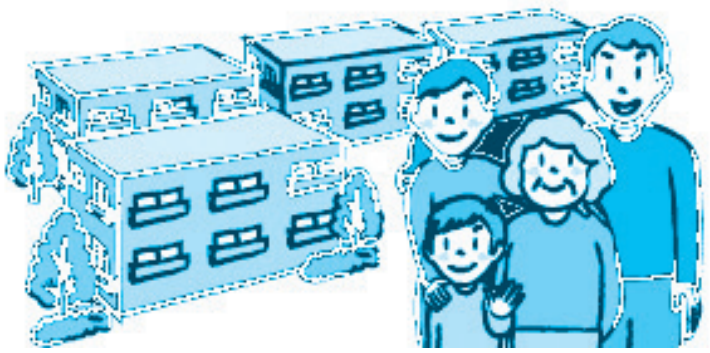

境田　公明 議員

町長の公約について

町長 公約実現に努めてまいります

問 任期も半ばとなり、町長の選挙公約の自己評価はどのように考えているか伺う。

町長 町三役の給料カット、子育て世帯への支援、就学援助対策、新規就農者等への支援、空き家バンク創設、組織再編など、今後もスクラップアンドビルドを行いながら本町に必要と思われる事業には、積極的に取り組むなど公約実現に努めます。

問 不十分と考えるものはあるか。

町長 プレミアム付き商品券の発行、スマートインターチェンジは手付かずです。ふるさとバスの代替え策、栗野工業高校跡地活用・誘致、吉松駅前事業等、今後しっかりと取り組んでいきたい。

問 実現されていないものでプレミアム付き商品券を消費税増税に併せて、実施できないか伺う。

町長 公約でもありますので、国が行う3歳未満の子育て世帯や非課税世帯に向けたプレミアム付き商品券の発行する時期に合わせて、やりたい気持ちはありますが。庁内でも検討しております。

問 今年度当初予算の中で、予算に反映されているものはあるか伺う。

町長 子育て支援として、医療費助成事業、産婦健康診査助成、児童生徒の学習意欲の向上のため英語・漢字検定受験への助成等を計上しております。財源的な課題はありますが、庁舎内プロジェクトチーム等で協議を重ね、できることから取り組んでいきたい。

問 公約の一つである財政の健全化に関して、多くの補助金の5％カットが予算計上されていました。財政の健全化には、補助金と扶助費の見直しを進めるべきと考えるが町長の考えを伺う。

町長 補助金は監査からも指摘を受けています。財政健全化実施計画のなかで、段階的削減を計画どおりに実行していきたい。扶助費については、子育て世帯、高齢者、障害者福祉など、重要性もあり難しい面がありますが、基金の活用などをしていき、どこを削減するのか見極めたいと思います。

スマートインターチェンジについて

問 スマートインターチェンジの要望活動は実施したのか。まずは住民の利便性を考えて博多方面に行く高速バスが停留所に止まるようにバス会社に働きかけをする考えがないか伺う。

町長 スマートインターチェンジは建設に多大な費用と時間を必要とします。現在鹿児島～福岡間を運行している高速バスは4社の共同運行となっており、各社と協議中であります。

ふるさとバスについて

問 町長はふるさとバスから他の交通手段に変える考えを示されましたが、その後の状況を伺う。

町長 デマンドタクシーを含めたデマンド交通に取り組むため、公共交通会議を開催する予定です。また定期巡回バスとデマンド方式の併用など、運行形態の可能性について陸運局と協議中であります。

植林　伸洋 議員

学力底上げの取り組みは

教育長 指導力を計画的・発展的に実践させる

問 以前、学力向上の取り組みとして授業改善・充実に向けた取り組みや学力向上組織の活性化に、関わる取り組みなどの答弁があり、また町長の施政方針の中でも学力の底上げは、喫緊の課題と言われている。学力向上の取り組みのその後の成果はどうなっているのか伺う。

町長 中学生の学力向上に関して各教科の学力の底上げが課題ととらえています。学習意欲を高める施策など学習環境の整備・充実等に、教育委員会と協議しながら進めてまいります。

教育長 主体的な学びは小学校で12％・中学校で9％増え、対話的な学びは小学校で5％・中学校で13％増えており、授業改善・充実の成果と言えます。学力向上組織の活性化として、各学校において学力の課題を全職員で共有し指導方法に改善意識が高まった等の報告を受けています。

問 「家庭学習の指導が学力向上の鍵」と言われているが、家庭学習の状況はどうなのか。また、個人ごとの指導も学力向上につながると思うが、このような指導がされているのか伺う。

教育長 家庭学習の手引きを使って家庭学習の充実に取り組んでいます。個人指導は、学校によっては、ある期間を設けまして放課後等に取り組んでいるところもあります。

問 月1回の土曜授業の効果はどうなのか伺う。

教育長 平日に行っていた学校行事を行うことや基礎学力の定着の時間にすることで全教育活動の中で成果を生み出していると考えております。

未就学児からスマホ教育を
スマホが少なからず学習意欲を減退させている

問 学力向上の妨げになっている原因として、スマホが普及し未就学時期からの使用が影響しているのではと思う。この対策として家庭教育の充実も大切と思うが考えを伺う。

町長 スマホ等を長時間利用することは生活の乱れや学力向上の妨げになっていると考えられます。ルールづくり等保護者が、責任を持って実行するよう広報啓発を行い家庭教育の充実を図ると共に、子ども自ら判断し行動できる資質・能力を育んでほしいと思っています。

教育長 スマホ等の過度な使用は、依存症・学習意欲の低下等に影響を与えていると言われています。未就学時期からのスマホの使用に関しては、各保育園や幼稚園の家庭教育学級等の機会を通して理解を図り、その徹底に取り組んでいきたいと思います。

問 未就学児を持つ親へのアンケート結果から、必ず毎日・ほぼ毎日スマホを使用させているが半数以上で非常に使用率が高い。長時間の使用で睡眠に支障をきたし、脳の発達障害の一つの原因と言われている。保育園や幼稚園で保護者に対し、スマホ障害を研修等で伝えているのか伺う。

教育長 家庭教育に関する協議会では、スマホ等の取扱いについて話をさせてもらっているところであります。今後、直接保護者にお願いする場を出来る限り設けていきたいと思っております。

町長 将来にわたって子どもたちが、健康に育つためスマホ等が与える影響が大きいことを改めて感じたので、保育園でもこのような教育が出来ないか検討して参りたいと思います。

仮屋　良二 議員

農作物の作付育成・管理指導は

町長 有望作物の調査・研究を推進

問　本町の農業を取り巻く環境においては、自然災害を含め高齢化や耕作放棄地など地域農業の課題となっています。新規農作物を選定し、作付育成、管理指導を行う考えはないか伺う。

町長　本町の実情を鑑みると土地利用型作物を推進しつつ、労働集約型作物を推進いたします。具体的には白ネギの生産拡大を図ることが最優先だと考えています。同時に有望作物の調査・研究を行い、関係機関と連携を取りながら推進いたします。

問　黒ゴマ等は、国内需要が高い。一大産地にする考えはないか伺う。

町長　産地化にあたっては、なぜ栽培されなくなったか、出荷先の確保、生産技術等の確立など関係機関と連携しながら検討してまいります。

児童虐待への対策は

要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき対応

問　しつけを口実にした体罰が虐待を招いている実態が窺えることから虐待の未然防止、発生時の対応について、行政・学校・教育委員会・児童相談所等と連携し対応されていると思うが、本町での取組について伺う。

町長　平成28年度に児童相談所へ通告し児童を保護する事案が発生しておりますが、その後は発生していません。児童虐待の未然防止については、町内の各医療機関・公共施設・教育施設・保育園等に広報ポスター等の掲示をお願いし広く住民へ呼びかけています。万が一、児童虐待の通告があった場合には、要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき実務者会議、個別ケース会議を開催し、情報の整理、危険度・緊急度の判定、援助方針の決定を行います。緊急に一時保護を要する困難事例の場合は、児童相談所へ専門的援助をお願いすることとなっています。

教育長　子どもの生命と安全を守るために、全職員で児童虐待について共通理解を図ったり、虐待に気付く力を高めたりする研修等を行い、学校が果たすべき役割を有効に実行できるよう指導助言を行っていくとともに、関係機関との連携も密に図って行きたいと考えています。

問　社会全体で見守ることが大事でありますが、地域や学校で少しのサインも見逃さないための早期発見や、子どもたちを見守る体制になっているのか。

教育長　学校長、生活指導主任・係が出席のもと、生活指導研究協議会を開催し、スマホや児童虐待防止に関する学校・園教職員の役割等の資料で共通理解しながら指導したところであり、子どもを見守る体制はできていると考えます。

栗野駅前街路灯設置について

問　都市計画事業に上乗せし、年次的に整備する考えはないか伺う。

町長　新たに都市計画事業での街路灯設置になると、事業計画変更の手続きや事業の資金計画等にも影響を及ぼすことが考えられます。街路設置については、事業の進捗状況や街並みの景観等も考慮したうえで、他の補助金等の活用は出来ないか、関係団体と検討していきたい。

平成31年第1回臨時会

第１回臨時会は４月２３日に召集され，１日間の会期で開催されました。町税条例等の一部改正等の専決に関する承認３件，教育委員会委員任命に関する同意及びプレミアム付き商品券発行関連費等を追加した一般会計補正予算が提案され，原案のとおり可決しました。また，湧水町議会運営に関する申し合わせに基づき正副議長の選挙が行われ，新しく議長，副議長が選出されました。新しい議会の構成は次のとおりです。

新しい議会構成が決まりました

新議長あいさつ

森山　マスミ 議長

自主財源の乏しい中で高齢者や子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりや硫黄山噴火に伴う農業問題などの難問が山積いたしております。これらの課題解決に議員一体となり、円滑な中にも活力ある議会運営に最善を尽くして取り組んで参ります。

新副議長あいさつ

小川　忍 副議長

地方創生が主流となる現代社会において将来を見据え、本町独自の議会改革に取り組むとともに、私達議員は住民の代表である事を重視して、是々非々の中で、本町発展のため、町民ファーストの行政及び開かれた議会運営に努めて参ります。

経済文教常任委員		
◎中村和博	○成政晃	植林伸洋
宗照夫	仮屋良二	森山マスミ

総務民生常任委員		
◎境田公明	○吉永義和	山元明
橋元義嗣	亀澤中	小川忍

議会運営委員				
◎小川　忍	○境田公明	中村和博	吉永義和	成政晃

◎委員長　○副委員長

こんなことが決まりました

議案		提案理由等	結果
承認第１号	専決処分の承認を求めることについて（湧水町税条例等の一部を改正する条例の制定について）	湧水町税条例等の一部を改正する条例の制定について，地方自治法第１７９条第１項の規定により，専決処分したので，同条第３項に基づきこれを報告し，承認を求めるもの	承認
承認第２号	専決処分の承認を求めることについて（湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	湧水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について，地方自治法第１７９条第１項の規定により，専決処分したので，同条第３項に基づき，これを報告し，承認を求めるもの	承認
承認第３号	専決処分の承認を求めることについて（平成３１年度湧水町一般会計補正予算（専決第１号））	地方自治法第１７９条第１項の規定により　専決処分したので，同条第３項の規定に基づき，これを報告し，承認を求めるもの（歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ7,502千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,671,315千円とするもの）	承認
同意第１号	教育委員会委員の任命について	教育委員会の委員の任期満了に伴い，湧水町中津川　川野久美子氏を教育委員会委員に任命したいため，議会の同意を求めるもの	同意
議案第20号	平成３１年度湧水町一般会計補正予算（第１号）	歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ37,918千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,709,233千円とするもの	原案可決

総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

委員長　仮屋良二

総務常任委員会では、平成31年2月18日、本町における非常備消防団の体制及び活動と伊佐・湧水消防組合の活動状況等について管内所管事務調査を行いましたので、その報告をいたします。

湧水町消防団の組織体制は、1本部・14分団と役場分団及び本部付女性部で構成されており、消防団の設置等に関する条例では、(目的)第1条.町における消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定数、任免、給与、服務その他の事項について定めることを目的としています。これに基づき、第3条では、団員の定数は、270名と定めています。現在の団員数は、259名で11名減となっています。

分団の年間活動行事については、新入団員教育訓練及びボート操作訓練、水閘門点検、防災の日訓練(自主防災組織との合同訓練)、春季・秋季火災予防運動防火広報及び合同訓練等が主なもので、それに加えて各分団、自主的な活動が行われています。

また、今年度1月31日現在の火災発生件数は、火災が1件、火事騒ぎで5件。風水害は、大雨警報発令及び台風で水閘門操作3回や台風24号に伴う警戒、倒木等の除去、避難者援助待機1回であった。との説明です。

委員より、地区によっては人員確保が難しくなってきているが、その対策は。との質疑に対し、各地区、分団とも人員確保に苦慮しているところです。消防団幹部会で議論、検討がなされています。

委員より、女性部の活動等はどのようなことをしているのか。との質疑に対し、毎月2・3名で場所等を決め独居老人宅訪問や火災予防広報活動等を行っています。

委員より、新聞で防災避難対策がされてない市町村に入っていたが、どのようなことか。との質疑に対し、地域防災計画や防災マップは作成していますが、避難所を設置した場合に避難所運営マニュアルの作成が義務付けられています。本町は、提示するに至っていないところです。との答弁でありました。

避難所運営マニュアルについては、いつどこで自然災害等が発生するか分からない状況であるので、早く作成するように要望する。との委員の意見でした。

その後、伊佐・湧水消防組合本部と南消防署に視察研修を行い、組織状況等を説明頂きました。

当消防組合は、昭和49年4月に大口市外三町消防組合として発足、昭和51年4月、大口消防本部及び菱刈分遣所を竣工、昭和51年4月に吉松分遣所を、12月に栗野分遣所

を竣工しています。平成2年には、横川町が加入し大口市外四町消防組合に改名、平成3年4月機構改革により、栗野分遣所から南消防署として設置、平成17年11月、横川町が合併により脱退し、その後、平成20年11月から伊佐湧水消防組合となり、組合組織後44年になっています。

職員は、現在88名で毎日勤務者と隔日勤務者で4週10当直、24時間の勤務体制となっています。

管内における30年1月から12月の火災出動件数21件、火事騒ぎ15件、救急出動件数については交通事故・一般負傷・急病・転院を含む1，998件で、その内、ドクターヘリ出動件数82件となっており、ドクターヘリについては、毎年増加している。との説明でありました。

また、各庁舎（署所）は築40年を超えており老朽化はもとより、職員の仮眠が個室化されていないためプライバシーを守れる場所がないことや女性活躍推進法が施行されたものの女性用トイレやシャワー室等がなく、女性採用もできない状況であり、施設を改築するにもスペースがないことなど課題が多い。との説明でありました。

委員の質疑に入り、消防組合菱刈分遣所におけるタンク車に水が入っていない状況は失態である。その後の対応は、との質疑の対し、考えられない事案が発生したことをお詫び申し上げます。事案が発生した時点で全職員に検証を行わせ報告を受けたところです。再発防止に努め安心安全な消防として取組んで参ります。との答弁であります。

また、委員より、署所統合や老朽化施設を今後どのように考え、進めて行くのか。との質疑に対し、現在、構成市町と消防組合の在り方、組織、庁舎等を含めた協議を行っているところです。との答弁であります。

さらに委員より、伊佐市、湧水町の職員割合は。との質疑に対し、職員88名中、管外が4名、伊佐市が70名、湧水町は14名になっています。との答弁でありました。

質疑終了後、施設の見学を行いました。どの施設においても老朽化であり、職員のプライバシーを守れる整備がされていないことや南署においては、地盤沈下によりクラックや排水管が流れにくい状態でありました。

管内所管事務調査の実施にあたり、意見として、施設については、経年劣化や現代に合わない環境であると感じました。また、財源の問題もあるが、救急、消防は住民にとって安心安全を守る組織として必要なものであることから、構成市町において検討協議していただきたい。との意見でした。

議会だより ゆうすい No.58
令和元年5月15日発行
発行責任者 湧水町議会議長 森山 マスミ
編集 議会広報編集特別委員会
〒899−6192
鹿児島県姶良郡湧水町中津川603（吉松庁舎内）
TEL 0995-75-2111 FAX0995-75-2456

議 会 の 動 き

月	日	曜日	議会の動き
1月	4	金	・町成人式
	6	日	・町消防出初式
	10	木	・商工会新春祝賀会 ・新春懇談会
	11	金	・議会運営委員会
	15	火	・議員全員協議会
	21	月	・災害対策特別委員会行政視察
	23	水	・広報編集委員会
	24	木	・例月出納検査（～25日まで）
	27	日	・鶴田ダム再開発事業完成式典
	28	月	・神奈川県葉山町議会行政視察
	29	火	・議員研修会
	30	水	・広報特別委員会 ・定期監査（～2月26日まで）
2月	4	月	・介護保険組合議会定例会
	6	水	・民生委員と語ろう会
	7	木	・国保運営協議会
	13	水	・伊佐北姶良環境管理組合定例会 ・伊佐北姶良火葬場管理組合定例会 ・大口地方卸売市場管理組合定例会 ・伊佐湧水消防組合定例会 ・監査委員協議会定期総会
	15	金	・3町合同監査委員研修会
	18	月	・議会運営委員会 ・総務常任員会所管事務調査
	19	火	・議員全員協議会 ・JR九州鹿児島支社要望会
2月	20	水	・農業再生協議会総会
	21	木	・住宅新築資金等審議会 ・県議長会定期総会（～22日まで）
	25	月	・議会運営委員会 ・例月出納検査（～26日まで）
	26	火	・不要財産調査会
	27	水	・議員全員協議会
	28	木	・第1回定例会　本会議
3月	3	日	・生涯学習推進大会
	4	月	・各常任委員会
	5	火	・各常任委員会
	6	水	・各常任委員会
	7	木	・本会議（一般質問）
	8	金	・本会議（一般質問）
	15	金	・伊佐北姶良環境管理組合　定期監査 ・議会運営委員会
	17	日	・総務常任委員会
	18	月	・議員全員協議会
	19	火	・最終本会議 ・議員全員協議会 ・広報編集特別委員会
	25	月	・例月出納検査
	26	火	・土地開発公社理事会 ・健康づくり推進協議会
	27	水	・広報編集特別委員会

地域だより

西下場地区

今回は，年間を通して素晴らしい活動に取り組まれておられる「西下勝栗楽老クラブ」を紹介いたします。

西下勝栗楽老クラブは，西下場地区在住60歳以上の会員で組織し，会員相互の親睦融和をはかり，教養を高め，健康の維持促進に努め，地域社会に貢献することを目的としております。

会長さんを中心に，総務部，体育部，奉仕部の3つの専門部で組織されております。

総務部では，全体的な活動を把握して，皆勤賞のポイントカード報奨品贈呈，表彰など。

体育部では，毎月グランドゴルフを開催し，健康づくり・仲間づくりを展開しています。

奉仕部では，西下場地区公民館の四季を通じて綺麗な花を届け皆さんが，気持ちよく色々な行事に参加できる環境の整備に努めておられます。

以上，主な活動を紹介致しましたが，会員の経験と知恵を皆さんと共有して健康づくり，仲間づくりに努められ，新しい元号「令和」と共にスタートする勝栗楽老クラブの益々の発展と会則である目的が達成できるよう応援したいと思います。　（宗　照夫）

傍聴にお越しください。

次の定例会は6月上旬です。

後記 編集

平成最後の31年第1回定例会が開催され、平成31年度の予算が可決されました。4月から、いろいろな所で新しい志を抱きながら新年度がスタートしました。

5月から元号が「令和」となりました。「美しい調和」と言う意味です。我々議員の任期も残すところ2年となりましたが、町民の皆さまと「令和」を図って参りたいと思っております。

私ども編集委員は、引き続き町民の皆さまに親しまれる議会だよりをお届けするよう努力いたします。

（植林　伸洋）

議会広報編集特別委員会

委員長　植林　伸洋
副委員長　中村　和博
委員　成政　晃
同　宗　照夫
同　小川　忍
同　山元　明
同　仮屋　良二